平成２２年（フ）第１２２号
滋賀県彦根市平田町873番地
債務者　奥村　千絵
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４７０号
京都市南区西九条開ケ町61番地２
債務者　仲井須美代
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０７号
京都府京都市山科区大塚西浦町37―７　花園マンション45号、住民票上の住所京都市山科区大塚壇ノ浦５番地３
債務者　西山　篤史
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７４６号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地１―801
債務者　髙橋　増雄
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７９６号
京都府向日市物集女町北ノ口41番地の32
債務者　岡田　　覚
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２５号
京都市右京区嵯峨天龍寺油掛町10番地19
債務者　中内　伸三
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３３号
京都市西京区桂徳大寺北町80番地　エクセルコート桂405
債務者　打越　直美（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８６２号
京都府木津川市山城町綺田中浜４番地２
債務者　古川　奈美（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８１号
京都市右京区太秦北路町29番地　ファーストときわ206
債務者　林　可奈子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８３号
京都府八幡市八幡吉原16番地の６　204
債務者　木村富士男こと　木村冨士男
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目１番25号、前住所兵庫県尼崎市西立花町４丁目５番１―801号
債務者　後藤真奈美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２７号
兵庫県たつの市神岡町沢田294番地
債務者　丸山　敦志
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第７５号
鳥取県鳥取市国府町麻生229番地の５
債務者　山内　政子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２号
鳥取県鳥取市丸山町39番地５　県住１―206号
債務者　糀　千寿子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２号
鳥取県米子市錦町２丁目165番地
債務者　清山　俊子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３０号
広島県三原市皆実６丁目９番８号
債務者　谷本　誠二
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
広島県三原市明神２丁目17番15号　グランドールオミヤ102号
債務者　山岡　聡太
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係